

## 【第3条第2項関係】

### 長野県看護大学における公的研究費に係る不正防止対策の基本方針

長野県看護大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、以下のとおり取り組むこととする。

また、不正が起こらないような組織風土が形成されるよう、本学における公的研究費の適正な運営・管理体制を絶えず見直し、公的研究費がより効果的かつ効率的に活用される環境の醸成に努める。

#### 1 機関内の責任体制の明確化

大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長を充てる。また、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長を充てる。さらに、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長を充てる。

#### 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

会計ルールや行動規範の理解不足による研究費の不正使用を防止するため、以下のとおり取り組むこととする。

- ・ 「公的研究費事務処理手続きの基本ルール」の制定
- ・ 科研費研修会の開催（年2回を目途）

#### 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費等の不正使用を未然に防ぐために、不正使用の発生要因を調査し、不正使用防止計画を策定・実施する者として、学長の下に不正使用防止計画推進員を設置する。最高管理責任者である学長は、率先して不正使用防止計画を推進し、自ら進捗管理に努める。

- ・ 「長野県看護大学公的研究費不正使用防止計画」の制定

#### 4 公的研究費の適正な運営・管理活動

業者との癒着や物品等の購入に係る不正を防止するため、事務局総務課が発注、納品検収を担当し、研究者以外の者が納品のチェックを行うこととする。また、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を行う。

## 5 情報発信・共有化の推進

不正への取り組みに関する基本方針等を内外に積極的に発信するとともに、公的研究費の不正使用等に関する機関の内外からの通報及び相談に対し適切に対応できるよう、事務局総務課に受付窓口を設置する。

また、不正使用への対応に関する規程を定める。同規程では、通報者の保護や関係者の守秘義務についても定め、公正かつ透明性の高い運用を図る。

- ・ 「研究活動における不正行為への対応に関する規程」の改定

## 6 内部監査体制

公的研究費の適正な管理のため、最高管理責任者の下に内部監査チームを置き、定期的に財務に関する監査を実施するとともに、公的研究費の管理体制の不備の検証を行う。また、不正使用防止計画推進員と連携し、不正が発生するリスクに応じた内部監査を行う。